

令和5年 1月23日

東大阪市長 野田義和 様

東大阪市特別職の議員報酬等審議会

会長 辰田 昌弘

市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について（答申）

令和4年10月27日付け東大阪行職第1221号で諮問のあった市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について、本審議会は、市民各層の代表としての自覚と責任のもと、公正かつ慎重に審議を重ねた結果、次のとおりの結論に達したので答申します。

第1 結論

1 市議会議員の議員報酬額

市議会議員の議員報酬額については、現行額に据え置くことが相当と判断する。

	現行	答申
議長	720,000 円	720,000 円
副議長	666,000 円	666,000 円
議員	630,000 円	630,000 円

2 市長及び副市長の給料額

市長及び副市長の給料額については、現行額に据え置くことが相当と判断する。

	現行	答申
市長	1,030,000 円	1,030,000 円
副市長	870,000 円	870,000 円

3 市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当及び退職手当のあり方に関する意見

(1) 市議会議員、市長及び副市長の期末手当

一般職と連動した改定を行うことを基本とする考え方には合理性がある。

(2) 市長及び副市長の退職手当

現行の算定方法、支給率を変更すべき積極的理由は見当たらない。

第2 審議の経過

本審議会は、令和4年10月27日、市長から「市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額について」諮問を受け、併せて「市議会議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当及び退職手当のあり方について」も意見を求められた。

前回の審議会では、令和2年8月の答申の付言事項として、審議会が定期的に開催されること、開催の頻度は2年に1度が望ましいと述べられており、前回の答申から概ね2年が経過するため、本審議会開催に至ったものである。

本審議会においては、3回にわたり会議を開催し、社会経済情勢の変動、東大阪市の財政状況、類似団体との比較均衡、一般職職員の給与改定の状況、市議会の活動状況等を踏まえ、総合的かつ客観的に検討し、慎重に審議を行った。

1 市議会議員の議員報酬額並びに市長及び副市長の給料額

市議会議員の議員報酬額については、議員の仕事内容について市民には見えにくい部分もあるため評価が難しいとの意見があった。

議員の活動内容が類似するであろうという観点から客観的な検討を行うため、中核市62市の中で報酬額を比較したが、本市が令和2年12月に改定を行った後に改定した市は1市であり、上位3分の1あたりに位置する額であることに変わりはない。

消費者物価は上昇しているものの、その上昇が社会全体にわたる給料上昇に反映されるに至っていない中で、今引き上げる理由はなく、また、前回の答申を受けて2年前に10%の減額を行っており、そこからさらに引き下げる理由も生じていないという考え方で概ね全委員の意見が一致した。

市長及び副市長の給料額については、仕事量そのものを評価することや、その差異を他市と具体的に比較することは困難であるが、給料額は同規模団体である中核市の中でどのくらいの位置にあるかが一つの指標となるという意見があり、こちらも他市との比較を行った。

市長の給料額は、条例本則額で見ると中核市62市の中でも下位に位置するため、もう少し引き上げても良いのではないかという意見があった。一方、特別職に地域手当¹が必要かという課題はあるものの、現行では支給されている地域手当を加算した額では上位3分の1あたりに位置することを考えると現行額が妥当とする意見もあった。その他、財政状況が好転している訳ではないので、今すぐ引き上げる状況ではないと感じるとの意見があった。

引き上げる方向の意見はあったものの、早期に引上げを求めるものではなく、最終的に現状維持が妥当との考え方でまとまった。

これらの意見を基に総合的に勘案した結果、いずれも改定を行わず、現行の額に据え置くことが相当との結論に達した。

2 市議会議員、市長及び副市長の期末手当

東大阪市では、過去には、市議会議員、市長及び副市長の期末手当は、一般職の支給月数の改定に準じて改定を行っていたが、一般職の引上げ改定を実施する際に、諸般の事情により、市議会議員や市長、副市長を始めとする特別職は据え置きとした年度があったことから、現状では差異が生じており、尚かつ長年据え置きの状態が続いている。そこ

¹ 公務員給与に地域の民間賃金水準をよりの確に反映させる目的で、民間賃金の地域間格差の実情等に応じて調整するための手当。地方公務員には、条例に基づき支給することができる。自治体により、一般職に地域手当を支給しているも、特別職には支給していない団体がある。

で、改定のあり方について考え方の整理が必要であるとのことから、本審議会に意見を求められたものである。

国においては、国務大臣等の特別職の期末手当は、一般職である指定職の改定に連動しており、また、国会議員の期末手当は、法律で「国家公務員の特別職の例による」と規定されている。このことから、特別職や国会議員の一般職に準拠した取扱いは制度として成り立っている。

このような国の制度にならい、多くの自治体においても、議会議員や市長等特別職の期末手当の改定を一般職の改定に連動している状況であることを見れば、同様の手法を取ることが合理的であるという考えに異論はなかった。

従って、本市の市議会議員、市長及び副市長の期末手当について、国の制度にならい、一般職と連動した改定を行うことを基本とする考え方に問題はなく、合理性があると判断した。

3 市長及び副市長の退職手当

市長及び副市長の退職手当の算定方法については、給料月額×在職月数×支給率の計算式により求められ、他市の退職手当算定方法についても概ね同じ計算方法となっているため、今回も各市で異なる数値が定められている「支給率」について、他市状況の確認、比較をし、検討を行った。

本市の市長の退職手当の支給率は0.5であり、副市長の退職手当の支給率は0.35である。これは、中核市のうち、本市と同じ算定方法の団体のほぼ平均的な水準であることが確認できたことから、現行の算定方法及び支給率について変更すべき特段の理由はないものと判断した。

前回の審議会で確認された、「特別職でありながら一般職の条例が適用されるという歪な状態」については、行政内部で検討され、令和4年4月に制度改正が行われたとの報告を本審議会でも受けたところであるが、その内容についても特に問題となる点はなかった。

東大阪市特別職の議員報酬等審議会 委員

小 林 久 子

高 橋 由 紀 子

辰 田 昌 弘

田 中 光 栄

野 老 さ や 香

平 本 善 憲

山 野 忠

(五十音順)